

神石高原町立油木小学校いじめ防止対策方針

保健生徒指導部

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、命に関わる重大な問題であると捉え、解決に向けて迅速かつ組織的な取り組みをしていくことを全教職員で確認する。そして、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭等からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 生徒指導の三機能「自己決定の場を広げる」「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育成する」を生かした授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 毎学期実施する「いじめ・体罰・セクハラアンケート」で、児童の実態をつかむことにより、よりよい学級経営に努める。
- 道徳教育を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(2) 相談体制の充実

- 毎学期の「いじめ・体罰・セクハラアンケート」後に学級担任により個人面談を行い、児童一人一人の理解に努めるとともに、児童とのよりよい関係を築いていく。
- 日ごろから児童の様子を細かく観察し、表情の変化に乏しい児童や、急に態度に変化があった児童などには特に注視して指導に当たるようにする。

(3) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(4) インターネット、携帯電話等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットや携帯電話に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、関係機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎学期「いじめ・体罰・セクハラアンケート」を実施

毎学期「いじめ・体罰・セクハラアンケート」を実施する。また、「いじめ・体罰・セクハラアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 「いじめ・体罰・セクハラ」保護者用アンケートを毎学期実施し、家庭や地域での児童の情報をつかみ、迅速な対応に努める。

(4) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- 聴取したことは全て記録する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。